#### 「国際課税連絡協議会 令和5年度税制改正要望」提出

国際課税連絡協議会は、日本貿易会が国際取引に関係の深い業界団体に呼びかけ、 2000年に結成したものである。国際的な税務問題について関係業界が一致団結して税制 改正を要望していくことを目的としている。

令和5年度税制改正要望は我が国が「投資立国」へと移行するにあたり、基礎インフラとして税制を整備し、各国との「レベル・プレイング・フィールド(公平な競争環境)」を確保するために必要な62項目を取りまとめた。国際的に議論が進められているOECD国際課税ルールの導入に向け、関連税制も含めた制度の大胆な見直しが要望の中心である。本要望は、21団体の連名で、9月30日に政府・与党、関係省庁、その他関係団体に提出された。

# 令和5年度税制改正要望

## 令和4年9月

## 国際課税連絡協議会

(下記21団体連名要望)

#### 京都貿易協会

- 一般社団法人 神戸貿易協会
- 石油化学工業協会

#### 石油鉱業連盟

- 一般社団法人 全国中小貿易業連盟
- 一般社団法人 電子情報技術産業協会
- 一般社団法人 日本化学品輸出入協会
- 一般社団法人 日本機械工業連合会
- 日本機械輸出組合
- 日本鉱業協会
- 一般社団法人 日本航空宇宙工業会

- 一般社団法人 日本産業機械工業会
- 一般社団法人 日本自動車工業会
- 一般社団法人 日本船主協会

#### 日本船舶輸出組合

- 一般社団法人 日本造船工業会
- 一般社団法人 日本鉄鋼連盟
- 一般社団法人 日本電機工業会
- 一般社団法人 日本電線工業会
- 一般社団法人 日本貿易会
- 公益社団法人 横浜貿易協会

幹事団体: 一般社団法人 日本貿易会

## 目 次

<b>すじめに</b>	2
1. 国際課税制度	
(1)電子経済の課税上の課題への対応	3
(2) 外国子会社合算税制(本邦 CFC 税制)	4
(3)子会社株式簿価減額特例	14
(4) 外国子会社配当益金不算入制度	
(5)経済安全保障の観点での税制上の措置	16
(6) 外国税額控除	16
(7) 移転価格税制の見直し	
(8) 租税条約	19
参考資料1 OECD 加盟国をはじめとした主要国における欠損金繰越期間。	及び使用制限 20

### はじめに

我が国経済は新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」)の世界的な拡大やロシアのウクライナ侵攻等の影響を受け、その構造を刻一刻と変化させている。我が国政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(2022 年 6 月 7 日閣議決定、以下「骨太方針 2022」)において、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を掲げ、自由で公正な経済体制を一層強化していくこととしている。

また、我が国は、国内を中心に研究開発や製造を行う「貿易立国」から成長著しい海外企業への投資活動や投資収益を基盤とする「投資立国」へと移行しつつある。我が国企業が海外成長市場で利益を獲得することは我が国経済にとって非常に重要であり、厳しい競争環境の中、我が国の「投資立国」化を確実な流れとし、我が国企業のグローバルビジネスを一層推進するための政策支援が肝要である。「骨太方針 2022」では、「グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める」とあるが、「投資立国」の基礎インフラとして税制を整備し、各国との「レベル・プレイング・フィールド(公平な競争環境)」を確保することは急務である。

令和5年度税制改正では、「骨太方針2022」にも述べられている、新たな国際課税ルールの導入に向け、関連税制も含めた制度の大胆な見直しを最重要課題に位置付ける。

2021年10月にOECD/G20の主導により合意された、国際的なデジタル課税ルール(以下、「OECD モデルルール」)の導入は公平な競争環境の構築に向けた歓迎すべき動きであるが、現時点で公表されているOECD モデルルールのうち、特に最低税率課税(以下、「第2の柱」)は、制度が非常に複雑な上、制度の対象外とする基準を定めるセーフハーバー等の簡素化オプションがいまだ確定していない等、検討すべき課題が多く残る。今後の制度設計においては、公平性や予測可能性、担税力等に十分配慮し、ビジネスの実態を踏まえた実施フレームワークの構築に向け、我が国が国際議論をリードすることが求められる。また、OECD モデルルールを国内法制化する際には、欧州をはじめとした他国の議論や制度実施の状況を注視しながら、企業の実務負担に配慮した制度設計を行うとともに、制度の適切な適用開始時期を見極める必要がある。

さらに、昨年12月に公表された与党の税制改正大綱では「(OECD モデルルールを本邦で国内法制化する際に)わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、」法制度の検討を進めることが述べられている。これを踏まえ、「第2の柱」と重複部分の大きい本邦外国子会社合算税制(以下、「本邦CFC税制」という)をはじめ、国際課税ルール全体について、制度の見直しが重要である。とりわけ、本邦CFC税制は我が国企業にとって過度に複雑であり、外国子会社を利用した租税回避防止という本来の目的に必ずしも直結しない所得までが制度の対象となっていることから、同税制が我が国企業の積極的な海外事業展開を阻害しかねないとして、産業界は従前より改正を求めてきた。「第2の柱」に係る新制度が導入され、本邦CFC税制と併存することは、過剰合算、並びに事務負担の両面から我が国企業の「過度な負担」であるため、両制度の関係整理や適正化の検討が必要である。

また、昨今の国際環境の変化に鑑み、「骨太方針 2022」においても「エネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底は新しい資本主義の根幹」とされている。経済安全保障への対応という観点から税制上の措置を要望したい。

かかる認識のもと、国際課税連絡協議会は、企業のグローバル活動を進める上で税制が我が国企業の国際競争の障害とならないよう、以下の改正を要望する。

以上

#### 1. 国際課税制度

#### (1) 電子経済の課税上の課題への対応

国際合意及びその後の国内法制化においては以下の点を踏まえた対応が望まれる。

「第1の柱」に関しては、企業の事務負担の観点から過度に複雑な制度としないことに留意し、拙速な 議論を避けて我が国企業にとって公平かつ公正な国際合意・制度構築を要望する。

「第2の柱」に関しては、他国企業とのレベル・プレイング・フィールドの確保という「第2の柱」の目的 に資するべく国際的な議論の状況や各国での制度導入状況を見極めながら国内法制化を進めること が重要である。

#### ■導入時期について

我が国が他国に先行して「第2の柱」を導入する場合、我が国企業が海外企業と比べ不利な立場となる。国際的な議論の状況や各国の導入状況を踏まえて、制度の導入/施行/適用時期を決定することが必要である。

#### ■制度設計について

OECD での実施フレームワークにおいて、以下の点につき我が国が国際議論をリードしていくことを期待する。

- 過度な事務負担が生じることのないよう、効果の高いセーフハーバーを導入すること。
- ・ QDMTT について、各国で大きな差異が生じないように、制度の枠組みを提供すること。
- 情報申告に関して、提出情報を最小限とした標準フォーマットを作成すること。その上で、各構成 事業体がその所在地国の税務当局に個別に申告を行うのではなく、最終親会社がその所在地国 の税務当局に対して一括して申告を行う環境を整備すべく、GloBE ルールを実施する全ての法 域間で適格当局間協定の締結を義務化すること。
- 各国の納税期限の設定や税務調査の執行を統一すること。
- 親会社が欠損である場合でも CFC 税額のプッシュダウンが可能であることを明確化すること。

#### ■国内法制化について

- 親会社の欠損金とトップアップ課税の相殺を認めること。
- 納税者の正確な税務処理に資する追加のガイダンス(CFC 税額のプッシュダウン、PE 帰属利益の配賦、国際海運業所得の取扱い、移転価格調整等)を提供すること。
- ・ 税務調査の執行に関するガイダンス(事務運営指針等)を提供すること。
- ・ 納税時期は、情報申告期限以後に設定し、また、見込み納付は不要とすること。
- モデルルールで想定されている以上の事務負担(例えば、追加での情報提出等)を課さないこと。

#### (2) 外国子会社合算税制(本邦CFC税制)

本邦 CFC 税制は、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得を日本親会社の所得とみなして課税する制度である。現行の税制は、外国子会社の活動実態に基づくもの(能動的所得)、あるいは、活動に基づかないもの(受動的所得)のいずれかを判別する上で、所得そのものに注目をする方式ではなく、実務負担への配慮もあり、外国法人を判定の単位として一定のみなし措置を講じている。

このため、租税回避と関連しない所得も合算されるオーバーインクルージョン(過剰合算)が生じており、「第2の柱」の法制化により、能動的所得に対して最低税率での課税措置が講じられることも踏まえ、本邦 CFC 税制は本来の目的である租税回避行為(税金のセービングだけを目的として、日本から海外に所得を意図的・計画的に逃がす類の取引)の防止に特化した税制に立ち返り、かかる過剰合算が是正されることを強く要望する。特に、本邦 CFC 税制における過剰合算、あるいは過剰合算の懸念が残る状態は、本邦企業の海外での健全な事業活動を妨げるのみならず、我が国が「投資立国」を標榜する上でも大きな阻害要因となり得る。

また、平成29年度税制改正以降、事務負担が大幅に増加している状況において「第2の柱」導入で見込まれる更なる事務負担増加の影響を緩和することは必須であることから、「事務負担の軽減に資する簡素化」を要望する。

過剰合算の適正化と事務負担の簡素化は、我が国企業が海外への投資を積極的に行い、我が国が「投資立国」となる上で必要不可欠な措置であることに加え、我が国企業への過度な負担を軽減し、海外企業とのイコール・フッティングを実現するための両輪であり、いずれも実現されることが重要である。

#### ① 過剰合算の適正化

現行のCFC税制においては、租税回避と関連しない所得も合算される「過剰合算」の問題が生じている。 本税制が本邦企業の適正な海外事業活動の阻害要因とならないよう、以下の改正を強く要望する。

#### A 本邦企業の適正な海外事業活動であるにもかかわらずCFC税制の対象となることの是正

現行税制では、日本からの所得移転の要素がなく、現地において独立的に行われている事業であっても、本邦 CFC 税制の対象とされる場合がある。本邦企業の海外での健全な事業活動を妨げることのないよう、本邦 CFC 税制は、本来の目的である租税回避行為の定義の明確化を図った上で、当該行為の防止に特化する方向で制度を抜本的に見直すことが必要である。

仮に、制度の抜本的見直しについては継続的な議論が必要であるとしても、現行の制度の枠組みの中であっても以下の点については速やかに実施すべきである。。

a) 同一国内において複数の会社が一体となって活動している場合には、経済活動基準の判定において、個社ごとに判定するのではなく、一体として判定を行うこと。具体的には、資産保有会社と管理支配会社が同一国で一体となって活動している場合、資産保有会社については、管理支配会社による管理支配をもって管理支配基準を充足するものと判定すること。

#### B 本邦から事業を行うよりも、むしろ租税負担が重くなることの是正

b) 合算所得から控除される株式保有割合25%以上の子会社等からの配当の判定にあたっては、日本と配当支払国との間の租税条約において外国子会社配当益金不算入制度の出資比率要件が

引き下げられている場合にはこれを考慮すること。並びに、内国法人の直接・間接保有割合を考慮すること。

#### C 受動的所得の過剰合算の是正

- c) デリバティブ損益:現地で能動的な事業を行う外国関係会社(商品先物取引業者には該当せず) が当該事業活動の一環としてデリバティブ取引を行う場合、デリバティブ取引の損益を受動的所得 から除外すること。
- d) 受取利子:受動的所得として受取利子や有価証券譲渡損益が部分合算される場合、当該受取利子を稼得するために要した間接費用の控除も認めること。
- e) 上限額の復活:部分合算課税の金額は、会社単位の合算課税額を上限とすること(旧措法66の6 ④の規定の復活)。
- f) 受動的所得における根拠のない異常所得の範囲から固定施設等の売却益及び残余財産が見込まれない場合の債務免除益を除くこと。
- g) 部分対象外国関係会社が他の外国関係会社から配当を受ける場合は、部分合算課税の対象から 外すこと。

#### D 単年度主義に起因する過剰合算の是正

- h) 平成29年度税制改正適用開始の前後、特定または対象外国関係会社への該非を問わず、発生した欠損金は繰越控除を可能とすること。また、外国関係会社の解散後の債務免除益が合算の対象とならぬよう、基準所得金額の計算上、内国法人の所得計算と同様に、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金については、損金算入を可能とすること。
- i) 外国関係会社の清算事業年度において、特定課税対象金額の残高がある場合、その範囲内で最終事業年度に生じた欠損は内国法人の損金とすること。
- j) 事業活動の停止や事業売却により事業実態が存在しなくなった年度のペーパー・カンパニー判定、及び経済活動基準判定については、従前の事業実態を踏まえて判定すること。
- k) 子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社について、資産の最終処分を行う事業 年度の資産保有割合等の判定については、従前の資産保有実態を踏まえて判定すること。

(理由)

#### A 本邦企業の適正な海外事業活動であるにもかかわらず CFC 税制の対象となることの是正

現行税制では、日本からの所得移転の要素がなく、現地において独立的に行われている事業(外国関係会社)を我が国企業が買収した途端、本邦 CFC 税制の対象とされる場合がある。本邦 CFC 税制は、我が国からの利益移転を防止する目的であるところ、我が国企業が資本参加をすることにより、海外において自立的に営まれている事業の利益に我が国で追加課税の射程に入る構造は、まず制度目的に合致していない。

さらに、かかる構造は、我が国企業が海外成長市場、あるいは先端的な取組みが進んでいる市場に資本 参加する動機を減退させる要因となり得ること、海外企業との入札等への参加に際して不利となる要因とな り得ることから見直しが必要である。 a) 海外の発電事業は現地において電力がつくられ(発電)、現地で費消される、地場で完結的に行われる典型的な事業と言える。他方、欧米における事業推進上の特徴として、資産単位、あるいは機能単位、さらには契約単位で「法人格」を設置する場合が多く、管理支配を行う法人に加えて、設備の運営や保守・点検を行う法人や資産保有をする法人、資産入替のための中間法人などが多く存在し、法人を別個に判定すると本邦 CFC 税制の対象となってしまう。この対応として、平成31 年の税制改正においてペーパー・カンパニーから除外する措置が講じられ、それを受けて国税庁 Q&A においても発電事業体を例として実体基準の判定に関する明確化が行われている。ただし、これは米国を念頭において導入されたことから租税負担割合が20%を超える場合においての措置に限定され、同じ電力事業を行っても、米国では対象とならないものが英国では対象となる場合がある。従来は、一定の割切りとして仕方がない面もあったが、「第2の柱」で最低税率を導入する中において、これらの過剰合算の是正を要望するもの。租税負担割合20%未満の場合においては、経済活動基準が充足されない場合、合算課税対象となる。上記のようなケースでは、特に、管理支配基準の充足が難しいところ、一定の場合には、管理支配会社による管理支配をもって管理支配基準を充足するものと判定することとしていただきたい。なお、現行のペーパー・カンパニー特例においては、資産割合要件や収入割合要件などで高い閾値が求められているが、管理支配要件に限定することを要望する。

#### B 本邦から事業を行うよりも、むしろ租税負担が重くなることの是正

本邦 CFC 税制は本邦企業が自ら行う事業を海外へ移転することで本邦での課税を免れることを防止することを目的としており、自ら事業を行った場合と同等となるよう本邦での合算課税が要求されている。しかしながら、現行の本邦 CFC 税制では自ら事業を行うよりも、むしろ税負担が重くなる場合がある。

b) 日本と配当支払国との間の租税条約において外国子会社配当益金不算入制度の出資比率要件が 25%未満まで引き下げられている場合(例えば、日蘭租税条約では10%)には、その比率以上の子会 社からの配当所得については益金不算入となる。一方、本邦企業の外国子会社が同様の出資を行った場合、25%未満の出資先からの配当所得は本邦 CFC 税制上合算課税の対象となり、結果として、 現行の本邦 CFC 税制では自ら事業を行うよりも、むしろ税負担が重くなってしまう。かかる事態は本邦 CFC 税制の趣旨に適合しないため、その是正を求める。

#### C 受動的所得の過剰合算の是正

本邦 CFC 税制では、経済実態がある子会社の所得であっても、いわゆる受動的所得については合算対象とする方式(インカム・アプローチ)がとられている。インカム・アプローチでは、能動的所得(経済実態のある事業からの所得)と受動的所得(経済実態を伴わない所得)の峻別が重要となるため、単に会計科目という極めて形式的な基準のみに基づいて判定するのではなく、実質的に能動的な所得は合算対象から除外すべきである。下記の事項はいずれもその所得を得るだけの実質を備えたものであり、合算から除外すべきである。

また、今後、「第二の柱」の法制化により、能動的所得に対しては最低税率課税を基本とし、受動的所得に対しては本邦 CFC 税制で課税することを基本とする枠組みに移行していくことも想定される。本邦 CFC 税制がこのような制度に移行する場合には、受動的所得に対する過剰合算の是正は必須となる点に留意が必要である。

c) 先物取引業者に限らず、トレーディングを行う会社にとってデリバティブ取引は商品の価格変動その 他のリスクヘッジのために不可欠であり、能動的な事業活動の一部である。デリバティブが受動的所得 獲得のために利用される可能性は確かに否定できないが、かかる活動の租税回避防止のために、**能動的な事業会社が行うデリバティブまでも原則合算対象とするのは、デリバティブの利用目的の誤解に基づく過剰な対応である**と言わざるを得ない。

- d) 受取利子や有価証券の譲渡損益には少なからず間接費用(賃料、人件費、システム関連費用等)が 伴っており、当該**間接費用が控除されない場合に過大な合算課税が生じてしまう**ため、間接費用も控 除されるべきと考える。また、受動的所得と間接費用は明確な紐付けがないことを勘案し、一定の合理 性が担保される方法で間接費用の金額見積りを可能としていただきたい。
- e) 上述のとおり、所得の属性判断は実質内容に基づき行われるべきであるが、それが認めらない場合、 行き過ぎた合算対象の拡大(オーバーインクルージョン)を防止するための次善の策として、平成 29 年度税制改正で廃止された、資産性所得の上限を CFC の会社単位での所得金額とする措置の復 活を提案する。
- f) 異常所得とは OECD の BEPS 行動計画 3 を受けたもので、個々の外国子会社の経済実態に照らせば、通常稼得困難と考えられる所得であるとされている。外国子会社が事業上の理由から不要となった固定施設を譲渡することは通常の商取引の一環であり、売却益は臨時的な所得ではあるものの、経済実態に照らして通常稼得困難な所得ではない。また、残余財産が見込まれない場合の債務免除益についても経済実態に照らして通常稼得困難な所得ではない。これらの所得が異常所得として取り扱われることは本邦 CFC 税制の趣旨に適合しないため、是正を求める。
- g) 部分合算対象外国関係会社が一定の受動的所得を有する場合、平成29年度税制改正により、持株 割合が25%未満の子会社等から受け取る配当は部分課税対象金額として合算課税の対象となるが、 当該子会社等が合算対象の外国関係会社である場合には、その配当が益金算入の対象となるため に二重課税が発生する。外国子会社合算税制の趣旨からみても二重課税は排除すべきであり、部分 対象外国関係会社が他の対象外国関係会社から配当を受ける額は、部分合算課税の対象から除外 すべきである。

#### D 単年度主義に起因する過剰合算の是正

現行CFC税制は、外国関係会社の判定や合算課税の要否の判定を事業年度ごとに実施する、いわゆる単年度主義を採用していることから、様々な弊害が生じている。平成29年度税制改正により租税回避を意図していない外国関係会社を含め、幅広く合算課税の要否の判定対象となり得る中、特に欠損金の活用の制約に起因して清算時に多額の課税が発生する事例が増加する懸念がある。

h) 外国関係会社の判定は事業年度ごとで行うこととなっている。換言すると**外国関係会社に該当しない** 事業年度の欠損金は申告書別表に記載することができず、結果として欠損金の繰越控除ができない。これは現行の本邦CFC税制において外国関係会社の判定を事業年度ごとに行うという「単年度主義」を起因とするものであり、この単年度主義を改め、外国関係会社に該当しない事業年度に発生した欠損金の繰越控除を認めるべきである。また、我が国企業は国内・海外の事業への投資を積極的に行っているが、必ずしも全ての投資が成功するわけではなく、中には不本意ながら事業撤退を行うケースがある。当該事業撤退に係る税制の取扱いが国内外で異なっているケースがあるため、問題となる場合がある。例えば、国内投資であれば出資・貸付の両方について分配された残余財産との差額について損失計上が可能だが、国外投資については貸付金の免除を行った際の債務免除益が本 邦CFC税制上の合算所得として課税対象となり、損失計上が実質的にできない。国内外での取扱いが異なるのは不合理であり、その是正を求める。

- j) 資産買収形態での M&A が活発な米国・英国が本邦 CFC 税制の対象となったことにより、事業実態があり本来合算課税対象となるべきではない会社が事業を売却した年度のみ合算課税の対象となる懸念が高まっている。また、従前は現地に事業実態があったものの、清算にあたり事業活動停止や従業員解雇やオフィス閉鎖により、ペーパー・カンパニーに該当するか、または経済活動基準を満たせず、清算事業年度だけ全部合算対象会社に該当し、債権放棄や資産処分等による所得が合算される可能性がある。特に許認可等の関係から、事業活動停止から資産処分まで数年かかり、対象事業年度全期間を通じて従業員・オフィスが存在しないケースがあるが、従前の事業活動に使用した資産にもかかわらず、その売却益が合算されるのは不合理である。
- k) ペーパー・カンパニーの範囲から除外される一定の外国関係会社について、資産の95%超が子会社の株式等であり、収入の95%超が子会社からの配当や利子であるものが定められているが、保有資産の最終的な処分を行う事業年度では、期末時点で子会社の株式等がないことによりペーパー・カンパニーに該当し、子会社の株式等資産の処分にかかる所得が合算される可能性がある。米国等で一般的に事業を行う際に用いられるスキームであり、租税回避リスクが限定的であると考えられるにもかかわらず、資産の最終的な処分事業年度の所得のみ合算されることは不合理である。

#### ② 事務負担の軽減に向けた簡素化

「第2の柱」の導入による企業への追加負担に鑑み、以下の簡素化を要望する。

- a) 外国関係会社の利益額よる制度免除基準を導入すること。
  - 制度免除基準の導入時には、以下の点について考慮すること。
    - 利益額については、外国関係会社の会社決算に基づく金額を基礎とし、過度な調整は不要と すること。
    - 外国関係会社の会計監査において決算数値から修正が入ることもあるが、修正申告を行う必要がないように判定時点を明確化すること。
    - CFC税制上の繰越欠損金を有することができなくなる弊害が生じることがないよう、制度免除 基準の適用は会社の任意選択とすること。
    - 制度免除基準を適用する外国関係会社については、別表の作成等の作業負担を不要とする こと。
- b) 事務負担軽減の観点より特定外国関係会社の適用免除基準を20%に引き下げること(現行:30%以上)。
- c) 現地で連結納税制度を適用している場合には、連結納税グループを一体とみなして租税負担割合を計算することを可能とすること(選択適用)。
- d) 租税負担割合の計算方法について、企業の実務に配慮の上、第2の柱の実効税率計算方法 (ETR計算方法)と可能な限り共通化することを検討すること。

#### (理由、補足)

- a) 対象会社を絞り込むことが企業の事務軽減に最も効果がある。会計上の利益が少額の子会社は、所 得移転先である蓋然性は低いため、CFC税制適用免除を要望する。なお、制度免除基準の導入時 には、以下の点の取扱いについても留意いただきたい。
  - 利益額は、外国関係会社の会社決算に基づく金額を基礎とし、判定のための調整は不要とすること。
  - 外国関係会社の会計監査において決算数値から修正が入る場合でも、修正申告を行う必要がないように免除基準の判定時点を明確化すること。
  - CFC税制上の繰越欠損金を有することができなくなることがないよう、制度免除基準の適用は会社の任意選択とすること。
  - 制度免除基準を適用する外国関係会社については、別表の作成等を不要とすること。
- b) 平成29年度税制改正により、本邦CFC税制の実務において確認対象となる会社数が大幅に増加し過度な事務負担が生じている。納税者の事務負担軽減のために、租税回避リスクの低い租税負担割合が20%~30%の外国子会社を適用免除基準の対象とすることを要望する。
- c) 現行制度では、企業集団等所得課税規定について適用がなかったものとして個社ごとに所得を計算しているが、現地制度上求められない計算を行うことの事務負担が生じている。2019年度改正で導入されたペーパー・カンパニー除外規定の趣旨(複数法人で一体となって事業を行っている場合は一体で判定)を踏まえ、現地で連結納税制度を適用している場合に、連結納税グループを一体とみなして租税負担割合を計算することも可能としていただきたい(選択適用)。
- d) 第2の柱における実効税率の計算(ETR計算)とCFC税制における租税負担割合の計算とで異なる実務が生じる場合、ダブルスタンダードであり、過度な実務負担が生じることになる。計算方法や調整項目等について、可能な限り共通化を行い、実務負担を軽減させることを検討する必要がある。検討においては、第2の柱にかかる国内法制化による制度詳細や企業の実務運用の実態を十分に配慮する必要がある。

#### ③ 合算課税対象となる外国関係会社の範囲の適正化

- a) 実体基準・管理支配基準の双方を充足する外国関係会社については、キャッシュ・ボックスの 適用除外とすること。
- b) ペーパー・カンパニーの範囲から除外される不動産保有に係る一定の外国関係会社について、他の外国関係会社が現地ディベロッパー等の同一国に所在する他の外国法人と共同で管理支配している会社も除外すること。
- c) 主たる事業が事業実体を有さない被管理支配会社の株式の保有であり、かつ本店所在地国が被管理支配会社の本店所在地国と同一である外国関係会社が、被管理支配会社の事業の管理、支配及び運営を行う場合には、経済活動基準における事業基準を充足するものとすること。
- d) 平成29年度税制改正により導入された外国関係会社の判定における実質支配関係の考え方において、財産の処分方針のおおむね全てを決定できることにより実質支配と判定される場

- 合、適用対象金額の全額が実質支配を行う内国法人の所得に合算されてしまうものの、必ずし もその財産が当該内国法人に全て帰属するとは限らないため、持分比率に基づいて算出した 課税対象金額を合算すること。
- e) 内国法人が影響力を有しない外国関係会社に対する課税を排除するため、本邦CFC税制の適用を受ける内国法人の判定について、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を10%以上から20%以上へ引き上げること。
- f) キャッシュ・ボックスの判定において、会計上の税前利益の金額を総資産の帳簿価額で除した 割合が30%未満となる場合にはキャッシュ・ボックスに該当しないこととする。
- g) 子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社(持株会社等)をペーパー・カンパニーの範囲から除外するための要件について、受取配当金がない事業年度は、収入割合要件を免除すること。
- h) 子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社(持株会社等)をペーパー・カンパニーの範囲から除外する規定が適用可能な年度において欠損が生じた場合、当該欠損金額を将来の適用対象金額の計算上控除できなくなるため、当該除外規定の適用は選択制とすること。

#### (理由)

- a) 受動的所得の金額が総資産に占める割合が30%超である等、一定の定量要件に抵触する際、物的・機能的側面からみて独立企業としての活動実体が認められる場合においても、合算課税の対象とされている。しかしながら、独立企業としての実体を物的・機能的に有する場合にまで形式的な判断規準に基づき、一律に合算課税の対象とする措置は、我が国企業の海外における正常かつ合理的な経済活動を阻害するおそれがある。とりわけ、現行制度においては、租税条約で外国子会社配当益金不算入制度の出資比率要件が引き下げられている国・地域に所在する外国関係会社が、同一国内の投資先から配当を受領する場合においても、当該投資先に対する株式保有割合が25%未満であるときには、当該投資先からの配当が受動的所得の対象とされているところ、投資先の成長等により受領する受取配当金が増加した場合には、キャッシュ・ボックスに該当し、合算課税の対象となるため、海外展開の妨げとなり得る。特に資源投資案件に関しては、投資規模が多額となり、25%以上の出資を行うことが困難な場合もある。したがい、実体基準と管理支配基準の双方を充足し得る場合には、租税回避りスクが低い状況であることから、キャッシュ・ボックスの適用を免除していただきたい。
- b) 海外の不動産事業において、社会資本に該当しない不動産(オフィスビル、アパート等)の開発を行うにあたり、地域情報に精通した現地ディベロッパー等の外国法人と共同して不動産保有会社を設立する場合がある。このような場合において、不動産保有会社の意思決定が資本構成によらず全会一致となっている際に、管理支配会社が不動産保有会社の株式の過半を保有しながら、現地で事業企画、市場・業界調査、法務、財務、事業全体のモニタリング等の活動を実施しているにもかかわらず、単独で管理支配運営を行っていないとして、合算課税を受けるのは不合理であるため、資源開発等プロジェクトと同様に共同での管理支配も認めていただきたい。
- c) 外国関係会社の保有資産の大宗が被管理支配会社の株式の場合、当該外国関係会社の主たる事業は株式保有業とみなされる可能性が高い。主たる事業が株式保有業である場合には、統括会社の特例要件を充足する場合を除き、単なる株主権の行使や株式の運用に関連する業務にとどまらず、他の会社の事業の管理、支配及び運営等の業務による独立企業としての活動実体が現地で認めら

れる場合においても、経済活動基準における事業基準を充足せず、部分対象外国関係会社に該当しないものとされている。とりわけ、資源案件等においては、現地パートナーと同一国に所在する外国関係会社が、事業の遂行上欠くことのできない機能を果たす経済実体の無いSPC(被管理支配会社)を設立の上、現地パートナーと共同で、資源案件等の事業方針の策定や業務執行の管理、調整等の業務を実施する場合があるが、この場合、被管理支配会社は事業実体を有さないことから統括会社の特例要件を充足しないため、現地国での事業活動の経済合理性を有するにもかかわらず、当該外国関係会社が部分対象外国関係会社に該当しないものとされている。現地で独立企業としての活動実体が認められるにもかかわらず、単に主たる事業が株式保有業であることのみを理由に、一律に会社単位の合算課税の対象とすることは、他国企業との関係において不利な競争条件の下で事業投資を行うこととなり、我が国企業からの投資が望まれない遠因となり得ることが懸念される。したがって、被管理支配会社と同一国に所在する外国関係会社が、被管理支配会社の事業の管理、支配及び運営を行う場合には、経済活動基準における事業基準を充足するものとしていただきたい。

- e) 平成29年度税制改正において、特定外国関係会社の追加及び部分合算の範囲の大幅な拡大が実施されたことにより、申告に係る事務負担が著しく増加している。内国法人の保有率が低い外国関係会社に関しては、影響力を有しておらず、会計上も連結対象となっていないことから、情報を収集することが困難であり、申告書作成実務の負担が非常に重くなる懸念がある。したがって、本邦CFC税制の適用を受ける内国法人の判定について、会計上の連結範囲と平仄を合わせ、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を10%以上から20%以上へ引き上げることを要望する。
- f) キャッシュ・ボックスの判定のために、有価証券等の資産を一定割合で保有する全ての外国関係会社 について一定の受動的所得の金額を算出するのは実務上の負荷が大きく、会計上の税前利益と総 資産の帳簿価格を用いた追加のセーフハーバールールを設けることで負荷を低減することを要望す る。
- g) 持株会社をペーパー・カンパニーから除外できる要件の一つとして、総収入の額の95%超が子会社からの配当等であることとされているが、受取配当金がゼロの場合は総収入の額の95%を超えず、ペーパー・カンパニーに該当することとなる。投資先の業績や配当方針により受取配当金がない事業年度も想定されるため、改正を要望する。

#### ④ 経済活動基準の見直し

- a) 航空機エンジン等、その使用する範囲が必然的に国際的とならざるを得ない資産の貸付を主な 事業とする場合は、結果的に所在地国基準の要件を充足することが事実上不可能になってい ることから、非関連者基準または所在地国基準の適用についてはその国際的活動に照らし、非 関連者基準を適用すること。
- b) 統括会社の定義及び経済活動基準(管理支配基準の充足)により、必ずしも統括会社として、 外国関係会社と内国法人の間に100%保有関係を求めているものではないことから、統括会社 について、要件を緩和し、2以上の内国法人(パートナーとの共同出資)による100%保有の統括 会社を認めること。

- c) 被統括会社の保有割合要件に関して、統括会社による発行済株式等の25%以上を直接保有し、かつ、議決権の25%以上を直接保有するとの要件を撤廃し、統括会社を含むグループ全体で被統括会社に対する50%超の支配権を有するかどうかで判定すること。
- d) 所在地国基準及び管理支配基準について、中東地域等、現地の外資規制等のやむを得ない 事情により、事業を行う国に本店を置くことができない場合がある。そのため、その隣国等に外 国関係会社の本店を置き、特定の国の支店において事業を行っている場合においても当該特 定の支店において主として事業を行い、事業の管理・支配・運営を自ら行っていると認められる ときには同基準を満たすものとすること。

#### ⑤ 合算所得の範囲の適正化

基準所得金額から控除する外国関係会社の法人所得税額を、合算課税対象事業年度において納付することとなる額ではなく、合算課税事業年度の外国関係会社の所得に対応した納付が見込まれる額とする方法に変更する。もしくは、合算課税対象事業年度の外国関係会社の所得に対応した法人所得税の納付が確定した事業年度に基準所得金額がない場合には繰越欠損金として翌事業年度に引き継ぐことを可能にすること。

#### ⑥ 受動的所得の範囲の適正化

- a) 受動的所得となるデリバティブ損益より除かれる「短期売買商品損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益」について、読み替え規定(租税特別措置法施行規則第22条の11第35項)により除外対象とするのではなく、法令上のデリバティブ取引等に短期売買商品に係るデリバティブ取引も含めることで、ヘッジ取引として行ったものについては合算所得の範囲から除外すること。
- b) 受動的所得における特定所得の金額の計算は、我が国法令に準じて計算することとされているが、現地法令に基づき我が国と異なる会計処理が過年度に行われている可能性がある場合に、一定の仮定や現地法令に即した帳簿価額の使用を容認すること。
- c) グループファイナンスを統括している、経済活動基準を満たす外国関係会社における資産運用 益を受動的所得の範囲から除外すること。あるいは、外国金融子会社等の範囲を拡大し、グル ープファイナンス会社を含めること。

#### (理由)

- a) 現在の読み替え規定に沿うと、デリバティブ取引等のおおむね全部が「短期売買商品損失額を減少させるために行った」ものである場合には、事業者単位特例を満たせることとなるが、外国関係会社において短期売買商品に係るデリバティブ取引と、その他のデリバティブ取引が混在している場合には事業者単位特例を満たせないこととなり、たとえヘッジ目的で全てのデリバティブ取引を行っていたとしても、デリバティブの構成により事業者単位特例を満たせないという不合理な事態が発生するため。
- c) グループファイナンス会社は事業会社への資金融通を担うために一定の流動資産を保有し、銀行預金以外の流動性のある金融商品を用いて運用することで、社外の金融機関に劣後しない条件でのグ

ループ内貸出を実現する必要がある。したがい、そのための有価証券等を用いた資産運用益については、能動的な所得の性質を持つことから、受動的所得の範囲から除外していただきたい。あるいは、外国金融子会社等の範囲を拡大し、金融機関に限らずグループファイナンス会社も含めることを検討いただきたい。

#### ⑦ 経由法人所在国の CFC 税制との二重課税の排除

本邦CFC税制上において合算課税が生じている間接保有の外国関係会社について、経由法人所在地国のCFC税制に基づき当該外国関係会社を課税する場合、二重課税が生じるため、本邦における二重課税の排除のための措置として以下を要望する。

- a) 外国関係会社の租税負担割合の分子の税額に、経由法人が経由法人所在国のCFC税制により 課された税額を含める一方、経由法人の租税負担割合の計算上、分母及び分子から経由法人 所在国のCFC税制の影響を除外すること。
- b) 経由法人の基準所得の計算上、経由法人所在国のCFC税制の影響を除外すること。
- c) 経由法人が経由法人所在国のCFC税制により課された税額を外国関係会社の控除対象外国法 人税額に含めること。

#### (理由)

BEPSプロジェクトの最終報告書行動計画3「外国子会社合算税制の強化」を踏まえ、今後、各国においてCFC税制の立法/強化が進むことが想定される中、外国関係会社の所得に関して、本邦以外の国でCFC税制の適用を受けた場合に生ずる二重課税について、国内法上の措置を講じる必要があると考える。同最終報告書においても、同一のCFC所得に対して複数の国のCFCルールが適用される場合の二重課税の排除に関する勧告がなされている。

#### ⑧ 合算済所得の配当等に係る二重課税排除規定の整備

- a) 特定課税対象金額を有する法人の株式譲渡を行い譲渡益が生じた場合、当該法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額については、投資簿価を修正することで非課税とし、二重課税を排除すること。
- b) 平成21年度税制改正以前は本邦CFC税制が留保所得課税の性格であったため、配当促進の 観点から年度制限を設けたものである。現在の発生所得課税の性格上、年度制限を設ける必 要はないため、合算課税の対象となる子会社(外国関係会社)からの配当、並びに孫会社(外 国関係会社)から子会社を通じた配当受領時の二重課税の調整に関し、配当益金不算入に関 する年度制限を撤廃すること。また曾孫会社(外国関係会社)以下であっても孫会社同様に間 接特定課税対象金額を定義することは可能であるため、曾孫会社(外国関係会社)以下にも適 用があることを明確にすること。
- c) 特定課税対象金額がある法人が適格合併により他の法人に吸収合併された場合(クロスボーダー合併を含む)、当該被合併法人に係る特定課税対象金額の合併法人への引継ぎを認め、被合併法人の特定課税対象金額に対する二重課税を排除すること。

- d) 外国関係会社である孫会社の特定課税対象金額を子会社経由で配当する際の子会社所在地 国課税との二重課税を排除すること。
- e) 外国関係会社の合算課税適用前に内国法人に対する配当があった場合、当該配当が二重課税となることから二重課税を排除すること(例:3月期決算の内国法人が3月期決算の外国関係会社から中間配当を受け取る場合)。

#### 9 その他

- a) 外国法人を当該外国法人の事業年度途中で買収した場合、適用対象金額の算出において は、買収前後で事業年度を区切ることを認めること(実務負担軽減の観点から、買収の効力発 生日ではなく、月初、または月末で区切ることが望ましい)。
- b) 一定の要件を満たす受取配当金額を基準所得金額から控除するための受取配当金の明細書 について、当初申告要件を撤廃すること。
- c) 合算対象となる外国関係会社の課税対象金額は、当該外国関係会社の事業年度末時点の翌日から2か月が経過する日を含むその内国法人の事業年度において合算されることになっているが、4か月が経過する日を含むその内国法人の事業年度と変更する。

#### (理由)

c) 外国関係会社の合算事務処理に係る資料収集に時間を要すること、並びに申告実務の軽減により 要望するもの。

#### (3) 子会社株式簿価減額特例

本税制の趣旨は、親会社が子会社株式を取得した後に、その取得前に子会社が蓄積した剰余金を配当として非課税で受けるとともに、その配当により時価が下落した子会社株式を譲渡することにより、経済実態を伴わない税務上の損失を創出させることを防止する目的として、一部の子会社からの配当については、その益金不算入相当額を投資簿価から減額させることにある。しかしながら、現行法令において、支配した後に獲得した剰余金からの配当にもかかわらず、簿価切り下げの対象となる配当と認識されてしまい、結果、本税制の趣旨に反した形で制度が適用されるケースがある。

孫会社以下からの配当に係る潜脱防止規定に関しては、令和4年度税制改正により孫会社以下のすべての会社が、その設立以降、継続して親会社との間に支配関係がある場合に、同規定から除外されることとなった。しかしながら、孫会社以下に設立以来保有していない会社が1社でもあると、仮にその1社について取得時剰余金が存在しない、すなわち孫会社以下すべてについて取得時剰余金が存在しない場合であっても、潜脱防止規定の要件を満たす際には、孫会社以下の剰余金の全てが取得時剰余金として取り扱われるという制度が維持されているため、法人税法施行令第119条の3第14項について、追加の見直しを要望する。

a) 継続関係法人における特定支配関係の要件について、「当該他の法人による特定支配関係」から 「内国法人による特定支配関係」に要件を緩和すること。 b) 継続関係法人における新規設立の要件について、支配獲得時の剰余金が零を上回らない法人は 設立法人と同様に取扱うこと。

#### (理由)

本税制については要望事項の通り、本来の趣旨を超えて簿価減額が生じる場合があることから、令和4年度税制改正で一定の手当てが行われたものの、孫会社の全てが要件を充足する必要があり、1 社でも要件を充足していないと、支配後持分からの配当であったとしても、支配前持分として扱われ、簿価減額が発動される構図は維持されている。

この不具合を根本的に是正する上では、それぞれの法人において、利益剰余金について取得時剰余金と 取得後剰余金との色分けを納税者が立証出来る場合には、支配後持分からの受取配当金について簿価 減額を適用しないことが必要と考えられるものの、制度導入時の経緯も踏まえ、現行の枠組みを維持するこ とを前提として適用除外の要件を追加的に要望する。

- a) 令和4年度税制改正では曾孫会社等について設立の時から基準時までの期間にわたって、「子会社」、ないしは「孫会社」との間で特定支配関係が継続していることが求められている。企業行動としては、親会社から見た支配関係は変わっていないものの、事業内容や展開国ごとに管理会社を設立する等、事業を効率的に行うために、新規に法人を設置し、孫会社をその傘下に配置する(新規設立された法人が孫会社、元々の孫会社が曾孫会社となる)などの再編を行うことがある。この場合、孫会社と曾孫会社がともに設立時から保有されていても、曾孫会社の設立時に孫会社は存在せず、要件を充足できない。企業グループ全体の支配関係が継続する場合には、その中における事業体の関係までを固定的にすることまでも求めない形とし、曾孫会社等について親会社との間で特定支配関係が継続している場合には要件を満たせるよう潜脱防止規定の追加の緩和を要望する。
- b) 海外のプロジェクト(電力事業や資源事業等)ではパートナーと合弁事業を組成して取り組むことが多くあるが、合弁事業の推進に際して、その受け皿となる法人(曾孫会社等)をパートナーが用意することも多くある。これは許認可等の関係から現地法制にパートナーが通じている場合や、プロジェクトのなりたちとして、パートナーから参加を求められるような場合に多くあり、設立以降継続して親会社が保有してはいないものの、事業そのもの(施設の建設等を含めて)の開始前に取得することとなるため、設立費用等の経費が発生しているのみで、取得時前剰余金(配当原資)は存在しない。本税制の趣旨である支配獲得後の剰余金からの配当を対象とするという意味では、自社で設立している法人と実質的に同等であるため、設立の時から基準時までの期間にわたる継続支配の要件において、支配獲得時の剰余金が零を上回らない(配当原資となるプラスの剰余金はない)法人は設立法人と同様に取り扱っていただくよう潜脱防止規定の追加の緩和を要望する。

#### (4) 外国子会社配当益金不算入制度

外国子会社配当益金不算入の対象となる持株割合(現行25%以上)の要件を緩和すること。

#### (理由)

外国子会社配当益金不算入の対象となる持株割合については、同様の制度を持つ海外主要国(英:持株割合要件無し、仏・蘭:5%、米・ベルギー:10%)とのレベル・プレイング・フィールドを実現する観点からも現行持分保有要件である「25%以上」の要件の引下げを要望する。引下げの水準については、今後導入され

る電子経済の課税上の課題への対応「第2の柱」で定義されるポートフォリオ投資の閾値と整合が取れた 水準とすることを要望する。

### (5) 経済安全保障の観点での税制上の措置

- a) 経済安全保障の観点から、外国子会社配当益金不算入制度の持分要件について、特定資源(天然ガス、石油、鉱物資源等)に対する海外投資については、その持分割合が10%以上の場合に適用対象とすること。
- b) 外国子会社合算税制(本邦CFC 税制)において、10%以上の持分割合で全部合算・部分合 算の対象外とされている特定の資源投資について、その特定資源の範囲に「鉱物資源」を追 加すること。

#### (理由、補足)

a) 資源輸入国である我が国にとって、海外における資源案件への参画・投資を通じて資源の安定供給を図ることは極めて重要である。天然資源の権益を取得するための投資額は巨額であることに加えて、資源開発は欧米企業が大きく先行している中、持分或いは権益の25%以上を取得することは大きな困難を伴う。欧米の資源会社をパートナーとし、パートナー所在地から資源案件への参画を行うことが多かったことも踏まえ、外国子会社合算税制においては特定の資源投資については、全部合算・部分合算の対象外とする持分割合の要件を10%以上に引下げる措置が講じられている。この措置は、パートナー所在地国から資源案件への参画をする状況においては、外国子会社合算税制においてのみ、かかる措置を講じていれば十分であったことに因っている。

他方、昨今の国際環境の変化に象徴されている通り、エネルギーに代表される資源事業については事業継続の不確実さが大きく増加し、経済安全保障の観点で重要性が高まっている。国際環境が変化する中、我が国への資源の安定供給を果たす上で、従来の参画や投資の在り方を見直す必要性の高まりに応え、我が国から直接参画・投資を行う場合にも備えて外国子会社配当益金不算入制度についても、特定の資源に対する海外投資ついては、その持分要件について10%以上とすることを要望する。

b) 重要物資を調達することの困難さや重要性の高まりを踏まえ、外国子会社合算税制における合算の 対象外とする特定資源、及び外国子会社配当益金不算入制度において持分割合要件の引下げの対 象とする特定資源の範囲として、天然ガス、石油に加えて我が国企業にとって重要な物資である「鉱 物資源」を加えることを要望する。

#### (6) 外国税額控除

国際的な二重課税排除の実効性を確実なものとするため、下記を要望する。

a) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間3年は「期ずれの措置」の趣旨であるが、BEPSの 議論等を通じて、新興国等において所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行 われる事例が増加している。また、当該課税に対する裁判結果が出るまでの時間は長期にわた る場合もあり、従来の期ずれの年数では対応できない。このため、現行の繰越期間(3年)を二重 課税の解消に必要な年数まで延長すること。

- b) 当期の外国法人税に対し、過年度の繰越控除余裕額を充当した後に当期に生じた控除限度額 を充当する順番とすること。
- c) 外国税額控除制度に係る国際的な二重課税を排除するため、国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、全世界所得の90%というシーリングを撤廃すること。
- d) 控除限度超過額の損金算入制度の創設
  - ① 控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認めること
  - ② 繰越期間内に控除できず、控除不能が確定した繰越外国法人税は損金算入を認めること。
- e) 国外所得計算上、調整前の国外所得の金額(課税・非課税を含めた全体国外所得)と外国法人税が課されない国外源泉所得(非課税国外所得)の金額がそれぞれマイナスになった場合、それぞれの金額を零として申告数値を作成することになっているが、全体国外所得から非課税国外所得を控除した後の調整国外所得(課税国外所得)の金額がマイナスの場合零とすることに留めること。もしくは外国税額控除の限度額は全体国外源泉所得から非課税国外所得を控除して求められる調整国外所得金額ではなく、外国法人税が課せられる国外所得(課税国外所得)(マイナスの場合は零)に基づき算出すること。
- f) 控除対象法人税額が多いため、地方税の過年度の控除余裕額を利用し、控除限度額を超えた場合において、地方税より控除未済となった金額は法人税同様還付すること。還付が認められない場合は、少なくとも損金算入を認めること。

#### (理由)

- b) 現行法令では当期の外国法人税に対して、最初に当期に生じた外国税額控除限度額まで充当し、 限度超過額が生じた時点で前期以前からの繰越限度余裕額を充当することとされているが、繰越限 度余裕額の失効に伴う二重課税の発生を防ぐ観点から、繰越限度余裕額を古い順に充当してから当 期の控除限度額を充当する順番とすることを要望する。
- c) 本邦企業の海外事業展開が加速化し、その形態も多様化、複雑化する一方、進出先各国において租税制度の相違が存在している。このような状況下において、本邦企業の海外展開を支援し、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和するためには、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。また、帰属主義の導入により国外 PE に帰属する所得が明確に規定されたことにより、90%のシーリングは制度と整合的でなくなったことから撤廃を要望する。
- d) 現行制度では税額控除方式を選択した場合には控除対象外国法人税額の全額が控除対象となり、一部の損金算入処理は認められていない。控除限度額が不足する場合でも外国で実際に納税を行っている事実があり、税額控除方式を選択した場合に控除対象外国法人税額の全額について損金不算入処理を強制するのは不合理であることから、税額控除の部分適用を認め控除不能額を損金算入する制度への改正を要望する。
- e) 国外所得の計算は、現行の申告書様式(別表六(二))に基づくと、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額(11欄)とその他の国外源泉所得に係る所得(12欄)の金額を合算し(13欄:合算額がマイナスの場合は0)、当該合計金額から各所得に係る非課税国外所得(外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得)の合算額(14欄:マイナスの場合はゼロ)を控除することで調整国外所得金額(15

欄:マイナスの場合はゼロ)を算出している。この場合、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得に含まれる非課税国外所得のバランス次第では(例えば、国外事業所等では課税国外所得が生じる一方で、国外資産の譲渡損失等の非課税国外所得が発生する場合等)、本来の調整(=課税)国外所得よりも過小に算出され、十分な外国税額控除限度額が確保できない結果となる。このような不具合を解消するためには、非課税国外所得を控除した後の調整後(課税)国外所得(15 欄)のみを「マイナスの場合はゼロ」とするように改めるべきと考える。外国税額控除の限度額には総所得基準のシーリングも定められており、国外所得基準は飽くまでも外国法人税が生じる要因となった「課税」国外所得を基礎とすべきと考える。

f) 控除対象外国法人税額が多いため、地方税の過年度の控除余裕額を利用する場合に、当期の地方 税の法人税割の金額を超えることがあるが、現在の制度では、当該控除未済の金額が還付されず、将 来3年間控除未済額として繰越される。地方税においても、国税と同様控除未済となった金額につい ては還付制度の導入が是非とも必要である。

#### (7) 移転価格税制の見直し

- a) 本邦CFC税制の適用を受けている国外関連者はローカルファイル作成義務範囲から除外すること。
- b) 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50% 超」とすること。また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。
- c) 国外関連者への寄附金に対する課税については、贈与の意図が契約上明白なものに限定し、 原則は移転価格税制を適用すること。
- d) 「特定事実」が存在することによる実質支配基準で国外関連者と判定する際は、税務当局側に挙 証責任があることを明文化すること。
- e) 国別報告書は、e-Tax経由で提出する必要があるが、所定のフォームに基づいたCSVファイル(もしくはXMLファイル)が必要であり、Excelで単純にファイル形式を変換保存するだけでは対応できない状況下にある。そのため、所定のファイルを作成するにあたり、納税者の事務負担が増加していることから、より簡便的な手法での提出方法(単にExcelをCSVに変換することや、変換用のフォーマットをご用意いただく等)を検討すること。
- f) 令和元年度改正において移転価格に関する差異調整法の整備として、四分位法に基づく差異調整が可能となったが、当該差異調整が可能な場合として「定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合」とあるが、具体的にどのような場合が当該事項に該当するのか明確にすること。
- g) 最終親会社等届出事項の提出期限について、現行の「最終親会計年度の終了の日まで」から、 「確定申告書提出期限まで」に緩和すること。

#### (理由)

a) 本邦CFC税制の適用を受けている国外関連者の所得は我が国で課税されていることから国外関連者 との取引について分析の必要性はなく、ローカルファイルの同時文書化義務範囲から除外していただ きたい。

- b) 国外関連者判定において、国外関連者の対象となる50%の持分の会社は、原則、会計上持分法適用である会社であり実質的に支配できていないことから、別表17(4)作成でも、出資比率50%で持分適用である会社からの情報収集には相当の事務負担がかかっている。加えて、平成28年度税制改正における国別報告事項の構成事業体の範囲として、「適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体」と定義されたことも踏まえ、本事項との平仄を合わせていただきたい。
- c) 国外関連者への寄附金課税と移転価格税制における課税に関する線引きは必ずしも明確でないこと から、移転価格税制の整備も踏まえ、上記の項目について要望する。
- g) 最終親会社等届出事項に記載すべき構成事業体は、現行法令で定める提出期限である会計年度終了時に確定することから、実務上、最終親会社等届出事項を会計年度終了日までに提出することは不可能である。現状、仮の構成事業体を記載した最終親会社等届出事項を一旦会計年度終了日までに提出し、事後で確定版の構成事業体に基づく最終親会社等届出事項に差し替えを行っており、無用な事務負担の削減のために対応可能な期限設定をお願いしたい。

### (8) 租税条約

租税条約未締結国との条約締結及び既存の租税条約の改定を強く推進するとともに、対応的調整の実施規定や仲裁規定を盛り込むことにより、国際的課税問題が発生した場合に解決可能とする枠組みを整備する。

参考資料1 OECD 加盟国をはじめとした主要国における欠損金繰越期間、及び使用制限

国名	繰越期間	使用制限
日本	10 年	課税所得の 50%
		*カーボンニュートラル、DX、事業再構築・
		再編に向けた投資を行う企業に対し、コ
		ロナ禍で生じた欠損金に限り、繰越欠
		損金の控除上限を、最長5年間、投資
		額の範囲で最大 100%まで引き上げ
アメリカ	無期限	課税所得の 80%
カナダ	20 年	無制限
イギリス	イギリス 無期限	グループ内で 500 万ポンドを超える
		所得部分については課税所得の
		50%まで
ドイツ	無期限	100 万ユーロを超える所得部分につ
		いては課税所得の 60%まで
フランス	無期限	課税所得が 100 万ユーロを超える
		場合、その 50%まで
イタリア	無期限	課税所得の 80%
スペイン	無期限	課税所得が 100 万ユーロを超える
		場合、その 70%まで
オランダ	無期限	課税所得が 100 万ユーロを超える
		場合、課税所得の 50%まで
オーストラリア	無期限	無制限
シンガポール※	無期限	無制限

※シンガポールは OECD 加盟国ではない。

EY Worldwide Corporate Tax Guide 2022

https://www.ey.com/en\_gl/tax-guides/worldwide-corporate-tax-guide

PwC Worldwide Tax Summaries

https://taxsummaries.pwc.com/